

利用者の声(総括表)

【良かった点】

- ・自分たちの作った商品がスカイワゴン以外のところで目にすることができます。また、「MUIJ I」でのワークショップではお客様と一緒に作業ができたりして、やりがいや喜びにつながっています。また、売上向上にもつながり、工賃が上がっています。(No1作業所等経営ネットワーク事業の充実)
- ・災害に対する日頃からの備えが大切ということと災害時の避難の仕方や場所の確認ができた。(No7災害ボランティアの活動体制の整備)
- ・福祉についての勉強になった。また、実際に活動している市民後見人の話が分かり易かった。(No9成年後見制度の利用支援)
- ・他者とコミュニケーションが取れ、日々充実している。ボランティアに参加することで社会参加している実感があり、人の役に立つことにやりがいを感じている。(No13生活保護受給者自立支援プログラム)
- ・給付金があったおかげで生活が楽になった。就職についての色々なアドバイスをもらえたので、就職活動をする際の視野が広くなった。(No14生活困窮者自立支援事業)
- ・東日本大震災で被災した方の生の声を聴けてよかったです。災害時の前後取組みを聞くことができ、準備等が大切だと実感できた。(No15すみだ地域福祉・ボランティアフォーラムの開催)
- ・月1回の集まりを楽しみにしている。サロンのちらしを配ることで、安否確認にもなっている。(No23ふれあいサロン実施地区の拡大)
- ・朝の通学時間に通学路で見守りを始めると子ども達や親が声をかけてくれるようになっている。(No24小地域福祉活動実践地区の拡大)
- ・気軽に相談にのってもらえる場所ができた。宿題を職員に教えてもらえるのが楽しい。(No28CSWIによるプラットフォームの形成と地域課題の解決)

【改善点】

- ・みどりおもちゃサロンの回数をもっと増やして欲しい。(No2おもちゃサロンの充実)
- ・専門用語が多く頭に残りにくかったのと実践研修が不安。(No9成年後見制度の利用支援)
- ・制度の周知不足があると思う。制度を利用する際に自分が窮状にあることを大家等の第三者に知られてしまう。(No14生活困窮者自立支援事業)
- ・当日の運営が時間通りにならず、大幅にずれ込んだ。参加者が毎年同じような年代層になっている。(No15すみだ地域福祉・ボランティアフォーラムの開催)
- ・高齢者だけでなく、子どもも来られる雰囲気づくりはどうすればいいのかが分からぬ。(No23ふれあいサロン実施地区の拡大)

【まとめ】

事業を実施していくことで、利用者のやりがいや喜び、日々の生活の充実につながっていることが分かった。区や社会福祉協議会の取組みを知り、福祉に関することや成年後見制度に関する知識を深めていることも分かった。また、地域での活動を通して、相互に顔見知りとなり助け合いが行われていることも利用者の声から聽けた。改善点としては、制度の周知不足や新規利用者及び参加者を獲得できていないことである。また、事業の実施回数不足と事業の内容が難しいという声もあった。これらの点を改善すべく、区または社会福祉協議会は今後より一層、制度周知を行い多様な利用者の参加を呼び込む必要がある。また、再度事業の見直しを行い、利用者のニーズにあった内容とするよう努力していく必要がある。

第3次墨田区地域福祉計画【後期】
平成28年度実績・利用者の声(平成28年11月末時点)

事業名	作業所等経営ネットワーク事業の充実	第3次墨田区地域福祉計画【後期】
主管課名等	障害者福祉課	事業番号 1
事業概要	自主生産品の共同販売(スカイワゴン)等を実施している、区内にある複数の作業所で組織された「墨田区福祉作業所等経営ネットワーク『Kai』」の共同受注・共同販売等のしきみを活用し、福祉施設における仕事の受注・販売の拡大による工賃向上を目指します。	
事業目標 (平成28~32年度)	<p>【数値的な目標】(H28) 作業所の受注額:13,860,000円 スカイワゴン売上:6,000,000円</p> <p>【質的な目標】 スカイワゴンにより、障害者の自主生産品の認知度を高め、障害者への理解を促します。「すみのわ」においては、地域の製造・販売業者・飲食店との新たな繋がりを構築し、販路を拡大して工賃向上を図ると共に障害者と地域の相互理解を深めます。</p>	
事業計画 (平成28年度)	<p>【数値的な目標】 スカイワゴンの庁舎での販売を週二回(火曜、木曜)で合計94回実施します。 ネットワーク企画展を1回実施します。 イベントでの販売を3回実施します。 作業所の受注額:13,860,000円 スカイワゴン販売額:6,600,000円</p> <p>【質的な目標】 自主生産品の共同受注・共同販売等のしきみを活用し、受注・販売を拡大します。 自主生産品の開発・改良・販路開拓を、区内のコンサルタントを活用して進めます。 北斎関連新商品・新パッケージの開発をコンサルタントを活用して進めます。</p> <p>【参考】 27年度実績 スカイワゴンの販売額(企画展を含む):6,556,480円</p>	
事業実績 (平成28年11月末時点)	<p>【数値的な成果】 スカイワゴンの庁舎での販売は、64回実施し、ネットワーク企画展は来年2月16日～22日に実施に向け準備を進めています。 スカイワゴンとしての販売は、「SBSホールディング」、「スマイルフェスティバル」の2回行い、さらに今年度は希望施設を中心として「ひがしんフェア」、トリフォニーホール、錦糸公園等におけるイベントでの販売を行ってきました。</p> <p>作業所の受注額:6,986,976円 スカイワゴン販売額:4,301,920円</p> <p>【質的な成果】 区内のクリエイターさんたちのご支援の下、新商品の開発だけでなく、今年度は上記のとおり、販売機会を増やすとともに、「MUJI」(「無印良品」)有楽町店で、作業所の自主生産品を一般のお客さんがその場で作るというワークショップを定期的に開催してきました。</p>	
利用者の声	<p>自分たちが作った商品がスカイワゴン以外のところで目にすることができます。また、「MUJI」でのワークショップではお客様といっしょに作業ができたりして、やりがいや喜びにつながっています。同時に売り上げにもつながり、工賃アップとなっています。</p> <p>まだまだ販売機会の拡大は見込めますが、販売の人員不足とその場にあった売れ筋商品の見極めが求められています。</p>	

第3次墨田区地域福祉計画【後期】
平成28年度実績・利用者の声(平成28年11月末時点)

事業名	おもちゃサロンの充実	第3次墨田区地域福祉計画【後期】
主管課名等	社会福祉協議会地域福祉活動担当	事業番号 2
事業概要	障害のある子どもたちを中心に、地域の子どもたちが好きなおもちゃを選んでのびのび遊べる場所を提供するとともに、子どもや子育て世代の交流の場、父親・母親の身近な相談の場としての機能を充実させていきます。	
事業目標 (平成28~32年度)	<p>【数値的な目標】 開催日を増やします。 障害のある子ども専用の時間を増やします。 区民施設や福祉施設等への出張おもちゃサロンを実施し、実施方法の多様化を図ります。</p> <p>【質的な目標】 ボランティアや他世代の交流を通じて、若い世代の地域活動への関心を深めるとともに障害を持つ人への理解を深めます。</p>	
事業計画 (平成28年度)	<p>【数値的な目標】 すみだおもちゃサロン:毎週金曜日開催 障害児専用(月2回) みどりおもちゃサロン:毎月第4水曜日開催</p> <p>【質的な目標】 障害児の参加が増え、障害児の親同士やボランティアとのつながりのなかで、気軽に相談できる場となります。</p> <p>【参考】 27年度実績 おもちゃサロン:55回開催 1972人参加 みどりおもちゃサロン:9回開催 638人参加 障害児専用の時間を月2回実施(第1金曜日・第3月曜日の午後)</p>	
事業実績 (平成28年11月末時点)	<p>【数値的な成果】 すみだおもちゃサロン:毎週金曜日開催・障害児専用(月2回) 39回開催 参加者数:1393名 みどりおもちゃサロン:毎月第4水曜日開催 9回開催 参加者数:1034名</p> <p>【質的な成果】 おもちゃサロンの参加だけでなく、キラキラ茶家に参加したり、ふじのきさん家のイベントに参加するなど、参加している親子の活動の場が広がっています。</p>	
利用者の声	<ul style="list-style-type: none"> ・新しいおもちゃが増えて嬉しい ・みどりおもちゃサロンの回数をもっと増やして欲しい 	

第3次墨田区地域福祉計画【後期】
平成28年度実績・利用者の声(平成28年11月末時点)

事業名	災害ボランティアの活動体制の整備	第3次墨田区地域福祉計画【後期】
主管課名等	社会福祉協議会ボランティアセンター	事業番号 7
事業概要	大規模災害時の災害ボランティアの活動拠点となる「災害ボランティアセンター」の準備を進め、活動体制を適時見直し、訓練を行うなどして災害に備えます。	
事業目標 (平成28~32年度)	<p>【数値的な目標】 設置訓練1回／災害ボランティア講座2回 災害ボランティアコーディネーター研修の受講</p> <p>【質的な目標】 適時、災害ボランティアセンター運営マニュアルを見直します。 他自治体の社会福祉協議会、NPO等と連携することにより、日頃からの情報共有と相互協力体制を築きます。</p>	
事業計画 (平成28年度)	<p>【数値的な目標】 設置訓練1回／災害ボランティア講座2回 災害ボランティアコーディネーター研修の受講</p> <p>【質的な目標】 毎年設置訓練を行い、適宜災害ボランティアセンターの運営マニュアルの見直しをします。 また、災害時の協力体制を強化するため、他の自治体の社会福祉協議会と連携をすすめます。</p> <p>【参考】 27年度実績 災害ボランティアセンター設置訓練:1回 災害ボランティア講座の実施:2回</p>	
事業実績 (平成28年11月末時点)	<p>【数値的な成果】 災害ボランティア講座1回</p> <p>【質的な成果】 災害時に自分の身を守るための日ごろの備えについて理解が深まり、災害発生時に支援者としてボランティア活動が円滑に行えるように知識を習得した。</p>	
利用者の声	<ul style="list-style-type: none"> ・区や社協の取組がわかった。 ・日頃からの備えが大切だと実感した。 ・避難の仕方や場所などを再確認できた。 	

第3次墨田区地域福祉計画【後期】
平成28年度実績・利用者の声(平成28年11月末時点)

事業名	成年後見制度の利用支援		第3次墨田区地域福祉 計画【後期】	
主管課名等	厚生課			
事業概要	<p>成年後見制度に関して、身寄りがない場合等の区長による申立て、申立て費用や後見人への報酬費用の助成、後見人として支えてくれる区民(市民後見人)の育成など、制度を必要とする人が利用しやすいしくみをつくります。</p>			
事業目標 (平成28~32 年度)	<p>【数値的な目標】 市民後見人養成研修受講者:20名(毎年度) 【質的な目標】 区長申立にあたり、高齢者福祉課との連携を強め、迅速かつ適正な申立てにより権利侵害を防ぎます。また、障害者福祉課及び各保健センターと連携し、知的障害者、精神障害者の利用が増えるようにします。 市民後見人養成研修に区民が参加しやすいよう、権利擁護センターとともに工夫します。</p>			
事業計画 (平成28年 度)	<p>【数値的な目標】 市民後見人養成研修受講者:18名 【質的な目標】 認知症の高齢者を中心に、成年後見制度の利用が進んでいます。報酬助成により、収入や資産が少ない方でも利用しやすくなります。 市民後見人の養成を区独自に推進し、地域での社会貢献に意欲のある方の学びの場、活動の場とします。 【参考】 平成28年度見込み 成年後見区長申立:70件 報酬助成:25件</p>			
事業実績 (平成28年11 月末時点)	<p>【数値的な成果】 市民後見人養成研修受講継続者数:22名(受講者23名中) 【質的な成果】 受講生全員が修了条件を満たす出席率を維持している。各講義により、市民後見人として必要な知識を身につけている。 意見交換会等の出席により、受講生同士が助け合い研鑽し合う関係が出来ている。 実践研修が始まり、受講生は実務経験を積む段階に入っている。</p>			
利用者の声	<p>【利用者の評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福祉について知らない内容が多くて勉強になった。 ・実践報告の具体的活動が分かり易くよかったです。 ・曜日が固定されていて受講し易かったです。 ・所々にワーク形式の講座があったのがよかったです。 ・年に何回か研修生が一同に会する機会を設けていただきたい。 ・実践研修がやや不安。 ・専門用語が多く頭に残りにくかったです。 			

第3次墨田区地域福祉計画【後期】
平成28年度実績・利用者の声(平成28年11月末時点)

事業名	市民後見人の育成・支援		第3次墨田区地域福祉 計画【後期】	
主管課名等	社会福祉協議会権利擁護センター			
事業概要	<p>成年後見制度が必要な方を地域で支えるしくみとして、市民後見人の育成と支援を行います。市民後見人養成研修の内容の充実を図るほか、研修修了者にフォローアップを行い、支援力を強化します。研修修了者の受任支援を行い、後見人等を受任した市民後見人には、社会福祉協議会が監督人として支援します。</p>			
事業目標 (平成28~32年度)	<p>【数値的な目標】 養成研修修了者:15名(毎年度) 市民後見人受任件数:10件(毎年度)</p> <p>【質的な目標】 高齢者福祉課や高齢者支援総合センター等との連携を強化することにより、市民後見人の利用を促進するしくみづくりを進めます。 研修修了者を活用した法人後見の開始について検討します。 研修修了者が活躍できる多様な場づくりを進めます。</p>			
事業計画 (平成28年度)	<p>【数値的な目標】 養成研修修了者:15名 市民後見人受任件数:10件</p> <p>【質的な目標】 研修修了者が活躍する場として法人後見の開始について検討します。また、研修修了者が活躍できる多様な場づくりについても検討します。</p> <p>【参考】 27年度実績 養成研修修了者累計人数:46名 市民後見人受任累計件数:30件</p>			
事業実績 (平成28年11月末時点)	<p>【数値的な成果】 養成研修修了者:10名 市民後見人受任件数:4件</p> <p>【質的な成果】 研修修了者が活躍する場として、今後5年以内に法人後見事業を開始します。 研修修了者が活躍できる多様な場づくりについての検討を開始しました。</p>			
利用者の声	<p>【研修修了者の評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・もう少しご本人とコミュニケーションが取りたい。 ・分からないことはすぐ職員に相談しているので困っていることはない。 ・市民後見人として受任することを希望するが、やはり迷いはある。 ・本人のために本人の希望に沿うことの難しさを実感しつつある。 			

第3次墨田区地域福祉計画【後期】
平成28年度実績・利用者の声(平成28年11月末時点)

事業名	生活保護受給者自立支援プログラム		第3次墨田区地域福祉計画【後期】
主管課名等	生活福祉課		事業番号 13
事業概要	生活保護受給世帯に対し、就職活動の支援、社会参加の支援、日常生活の支援、進学の支援を行い、世帯の状況に沿った自立(就労自立、日常生活自立、社会生活自立)を図っています。 ・「生活保護受給者等就労支援事業」ハローワーク活用プログラム ・就労支援相談員活用プログラム ・被保護者社会参加促進事業(被保護者就労意欲喚起等プログラム) ・被保護者居宅生活移行支援事業(被保護者居宅生活移行支援プログラム) ・元ホームレス被保護者自立生活支援プログラム ・高校進学等支援プログラム ・債務整理支援プログラム		
事業目標 (平成28~32年度)	<p>【数値的な目標】 プログラムの質を高め、自立世帯を増やします。</p> <p>【質的な目標】 世帯の状況に沿った支援を行い、自立を促します。</p>		
事業計画 (平成28年度)	<p>【数値的な目標】 ハローワーク活用プログラム 参加者:220人 達成者:132人 被保護者就労意欲喚起等プログラム 参加者:150人 元ホームレス被保護者自立生活支援プログラム 参加者:120人 達成者:95人</p> <p>【質的な目標】 被保護者社会参加促進事業(被保護者就労意欲喚起等プログラム)では、被保護者がボランティアを行うなど、社会的自立の第一歩を踏み出すことごできる取り組みを続けていきます。</p> <p>【参考】 27年度実績 ハローワーク活用プログラム 参加者:220人 達成者:132人 被保護者就労意欲喚起等プログラム 参加者:147人 元ホームレス被保護者自立生活支援プログラム 参加者:125人 達成者:84人</p>		
事業実績 (平成28年11月末時点)	<p>【数値的な成果】 ハローワーク活用プログラム 参加者:153人 達成者:98人 被保護者就労意欲喚起等プログラム 参加者:139人 元ホームレス被保護者自立生活支援プログラム 参加者:89人 達成者:59人</p> <p>【質的な成果】 被保護者社会参加促進事業(被保護者就労意欲喚起等プログラム)では、被保護者の世帯状況に沿った支援を実施しています。就労準備として、若年層のパソコンセミナーの充実、ボランティア活動の参加意識が向上しています。また、稼働年齢層に対する就労支援、定着支援の充実を図るなど、社会自立への一助となるよう継続的に事業に取り組んでいます。</p>		
利用者の声	<ul style="list-style-type: none"> ・行く場所があり、他の人とコミュニケーションを取ることができて、日々充実している。 ・ボランティアに参加することで社会参加している実感があり、人の役に立てることで、やりがいを感じている。 		

第3次墨田区地域福祉計画【後期】
平成28年度実績・利用者の声(平成28年11月末時点)

事業名	生活困窮者自立支援事業	第3次墨田区地域福祉計画【後期】
主管課名等	生活福祉課	事業番号 14
事業概要	生活困窮者自立支援法に基づき、生活や仕事の不安、住居の不安などを抱える生活困窮者（生活保護受給者を除く）の相談窓口を平成27年度から開設しました。相談支援員が相談者に寄り添い、他の機関と連携しながら、自立に向けた支援を行います。	
事業目標 (平成28~32年度)	<p>【質的な目標】 相談者の意志を尊重し、生活困窮に関する様々な課題を紐解きながら、各種制度及び事業の活用と、これに関する機関と連携を図り、相談者の自立を支援します。</p>	
事業計画 (平成28年度)	<p>【質的な実績】 4月から就労や生活習慣に課題を抱える方を対象に就労準備事業を開始します。 また、子どもの学習支援事業については、会場を増やし、より多くの子どもたちを支援します。 引き続き、相談支援員が相談者に寄り添い、他の機関と連携しながら、自立に向けた支援を行います。</p>	
事業実績 (平成28年11月末時点)	<p>【数値的な成果】 自立相談支援事業相談件数：197件 住居確保給付金実績：61件（延べ人数等） 新規15名 繼続7名 学習支援事業の実績：区内2か所を拠点として実施。定員は各施設20名（北部：20名、南部：19名） 就労準備支援事業の実績：8件</p> <p>【質的な成果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自立相談支援事業では相談者一人ひとりの話に耳を傾け、どうのよう支援が必要なのかを把握することで困窮者の自立と尊厳を確保しながら支援にあたることができた。 ・住居確保給付金では、利用者の就職活動をハローワーク等の機関等と連携して支援することができた。 ・学習支援事業は、本年度から区内2か所で事業を行い、より多くの子どもを支援することができた。また、学習をするだけの場ではなく、利用する中学生の居場所としての機能も果たした。 ・就労準備支援事業は、生活困窮者の就労意欲の喚起のため、その前提としての動機づけ、一般就労に向けた基礎能力の形成などに役立つ支援を行い、支援者の自立につながった。 	
利用者の声	<p>【良かった点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・給付があったおかげで生活が楽になった。 ・就職について色々なアドバイスをいただいたので、就職活動をする際の視野が広くなった。 ・支援をうけることで生活を安定させることができ、就職活動に専念することができた。 <p>【改善点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・この制度を知らない人は多いと思う。自分の場合はたまたまテレビで知ったが、制度を知らずにいる境遇の人はいるかもしれない。 ・制度を利用する際に、自分が窮状にあることを大家等の第三者に知られてしまう。この点については国に何らかの制度上の改善をして欲しい。 	

第3次墨田区地域福祉計画【後期】
平成28年度実績・利用者の声(平成28年11月末時点)

事業名	すみだ地域福祉・ボランティアフォーラムの開催	第3次墨田区地域福祉計画【後期】
主管課名等	厚生課	事業番号 15
事業概要	地域福祉の推進及び「すみだ・ボランティアの日」の啓発を兼ねた地域福祉・ボランティアフォーラムを開催します。(墨田区社会福祉協議会すみだボランティアセンターと共催)	
事業目標 (平成28年~32年度)	<p>【数値的な目標】 毎年開催します。</p> <p>【質的な目標】 地域福祉関係者や地域福祉に関心のある人たちが情報交換をしたり、課題解決のためのヒントを得たりすることで、地域福祉の推進を図ります。 ボランティアについての認識を深めてもらい、ボランティア活動の促進を図ります。</p>	
事業計画 (平成28年度)	<p>【数値的な目標】 7月2日(土)開催予定 テーマ「災害に備えるまちづくり～地域福祉を支えるプラットフォーム」 甚大な被害をもたらしている熊本の災害を教訓に、災害時に焦点を当てた地域福祉、ボランティア活動をテーマとして開催します。</p> <p>【質的な目標】 被災地からの報告やグループディスカッションをヒントに地域の課題解決、ボランティア活動の促進を図ります。</p>	
事業実績 (平成28年11月末時点)	<p>【数値的な成果】 7月2日(土)開催 参加者 約200名 テーマ「災害に備えるまちづくり～地域福祉を支えるプラットフォーム」 ・「第三次 墨田区地域福祉計画 後期」の紹介 ・被災地仙台からの報告「震災前からの取組と震災後の被災者支援」 ・グループディスカッション「その時のために、今できること」</p> <p>【質的な成果】 ・「第三次 墨田区地域福祉計画 後期」の中心となる考え方である「地域福祉プラットフォーム」について、わかりやすく説明していただき、出席者の皆さんとの理解が深まった。 ・被災地からの報告では、震災前に取り組んでいたこと、震災後に起こった想定していなかった事態への対応などを具体的にお話しいただき、今後の活動の参考となつた。 ・グループディスカッションでは、仙台の話を受けて、今準備しなければならないことの確認や、墨田区で起こった場合はどうするかなどをグループで話し合い、今後の活動の参考となつた。</p>	
利用者の声	<p>内容については、震災の話はとても参考になったという感想を多くの方からいただいた。 特に「具体的な体験談が聞けてよかったです」「災害前からの取組が大切だと実感した」というものが多くった。 また、「ボランティアの話も聞きたかった。いいことばかりではないはず」という意見もあった。</p> <p>企画・運営については、仙台市の発表時間が大幅に伸びてしまったことに対する「時間がずれこんで驚いた」「講演時間は守るべき」という意見、毎回課題となっている「若い世代の参加が少ない」「関係者だけになっている」という意見もいただいた。</p>	

第3次墨田区地域福祉計画【後期】
平成28年度実績・利用者の声(平成28年11月末時点)

事業名	ふれあいサロン実施地区の拡大	第3次墨田区地域福祉計画【後期】
主管課名等	社会福祉協議会地域福祉活動担当	事業番号 23
事業概要	地域のだれでも参加できる気軽な交流の場、情報交換の場であるふれあいサロンの拡大に取り組みます。ふれあいサロンの運営を通じて、地域住民が地域の課題に気づき、小地域福祉活動に発展していくよう支援します。	
事業目標 (平成28~32年度)	<p>【数値的な目標】 活動地区を年間5地区ずつ拡大します。 複数の町会・自治会を範囲とした拠点型ふれあいサロンを年間1地区開設します。</p> <p>【質的な目標】 ふれあいサロンを実施することで、地域内で 互いに交流し、気にしあう関係ができ、さらに 見守り活動や訪問活動など、活動の幅を広げ ていきます。</p>	
事業計画 (平成28年度)	<p>【数値的な目標】 ふれあいサロン活動地区:26地区 拠点型ふれあいサロン:5地区</p> <p>【質的な実績】 ふれあいサロンを実施することで、地域内で交流しあう関係が築きます。</p> <p>【参考】 27年度実績 ふれあいサロン活動地区:21地区(5地区増) 拠点型ふれあいサロン:4地区</p>	
事業実績 (平成28年11月末時点)	<p>【数値的な成果】 - ふれあいサロン活動地区:21地区(4地区減4地区増のため変化無し) ※上記21地区以外に小地域福祉活動の一環としてふれあいサロンを実施している地区は11地区 - 拠点型ふれあいサロン:4地区</p> <p>【質的な成果】 - 地域の中でお互いを見守ろうという気持ちが出てきています。</p>	
利用者の声	<ul style="list-style-type: none"> ・月1回の集まりを楽しみにしているお年寄りがいます。 ・サロンのちらしを配ることで、安否確認にもなっているのがよい。 ・高齢者だけでなく、子どももこられる雰囲気づくりはどうやればよいのか? 	

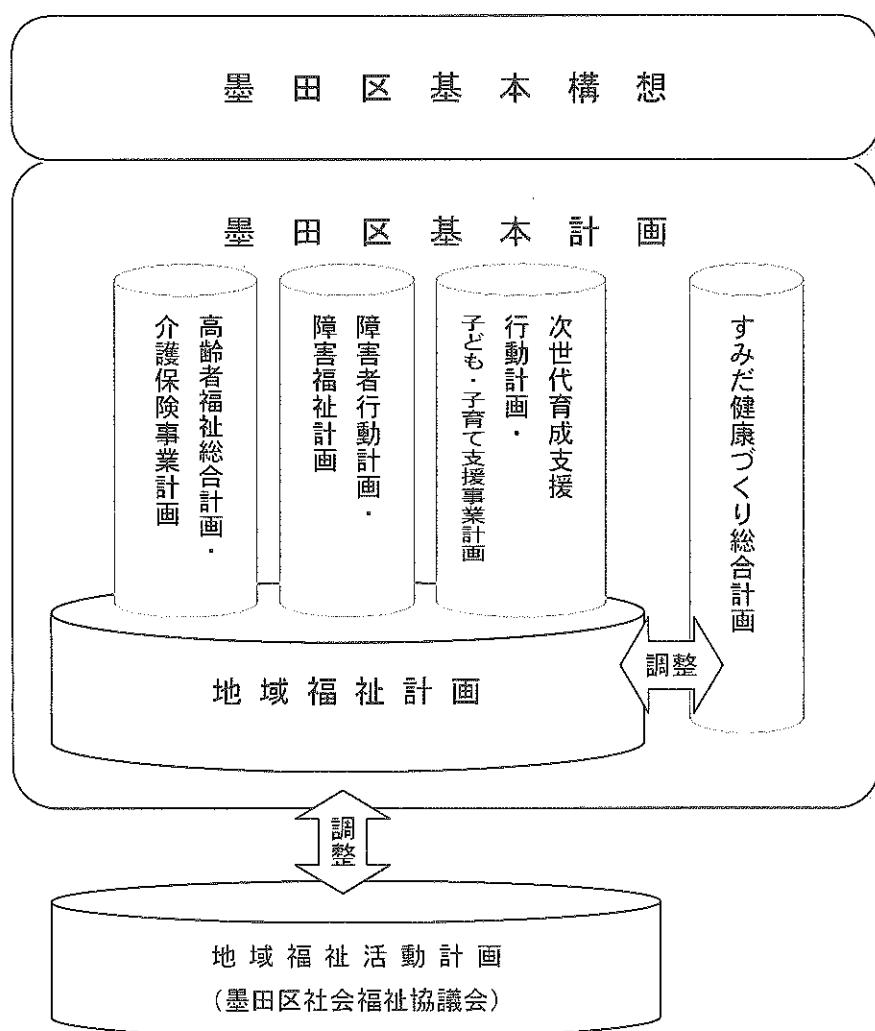
第3次墨田区地域福祉計画【後期】
平成28年度実績・利用者の声(平成28年11月末時点)

事業名	小地域福祉活動実践地区の拡大	第3次墨田区地域福祉計画【後期】
主管課名等	社会福祉協議会地域福祉活動担当	事業番号 24
事業概要	お互いが顔見知りの地域で住民同士が自主的に行う支えあい活動(小地域福祉活動)の拡大に取り組みます。それぞれの地域の課題に応じた取り組みを、地域住民と一緒に考え、実施していきます。	
事業目標 (平成28~32年度)	<p>【数値的な目標】 活動地区を年間3地区ずつ拡大します。 ふれあいサロンから小地域福祉活動に活動を拡大する地域を増やします。</p> <p>【質的な目標】 活動地区が拡大することで、住民同士の見守り・声かけが行われたり、地域の課題を自分たちで気づき、解決する関係ができたりします。</p>	
事業計画 (平成28年度)	<p>【数値的な実績】 小地域福祉活動実践地区:30地区 ふれあいサロンから小地域福祉活動への拡大:2地区</p> <p>【質的な実績】 見守りや声かけ、気になる人への訪問などを住民が実施することで、子どもから高齢者・障害者まで地域で支えあう関係をつくります。</p> <p>【参考】 平成27年度 小地域福祉活動実践地区:27地区(5地区増)</p>	
事業実績 (平成28年11月末時点)	<p>【数値的な成果】 小地域福祉活動実践地区:29地区(2地区増) ふれあいサロンから小地域福祉活動への拡大:0地区(拡大検討中)</p> <p>【質的な成果】 高齢者見守り相談室などとの連携により、高齢者の見守りを実施している町会が活動の範囲を広げて小地域福祉活動を始めています。</p>	
利用者の声	高齢者の見守りだけでなく、朝、通学路に立って見守りを始めたら、子どもたちや親が声をかけてくれるようになっている。	

第3次墨田区地域福祉計画【後期】
平成28年度実績・利用者の声(平成28年11月末時点)

事業名	CSW(コミュニティ・ソーシャル・ワーカー)によるプラットフォームの形成と地域課題の解決	第3次墨田区地域福祉計画【後期】
主管課名等	社会福祉協議会地域福祉活動担当	事業番号 28
事業概要	<p>社会福祉協議会のCSWが、地域住民、町会・自治会、民生委員・児童委員、専門機関と協働してプラットフォームを形成し、高齢者や障害者、子育て世帯、引きこもりの人などの個別課題の解決を促します。【課題別プラットフォーム】</p> <p>CSWがプラットフォームにおいて、地域の住民・団体の学びあいを進め、地域の課題解決力の向上を図ります。【福祉教育プラットフォーム】</p>	
事業目標 (平成28~32年度)	<p>【数値的な目標】 CSWの配置 地区別民生委員・児童委員協議会ごとに活動拠点を設け、相談活動やふれあいサロンを実施します。 地域の多様な課題を関係者が共有し、役割分担して協働するしくみとしてのプラットフォームづくりを促進します。</p> <p>小地域福祉活動連絡会の実施 地域福祉活動セミナーの実施</p> <p>【質的な目標】 活動拠点での相談活動やふれあいサロンを通して、住民の中に地域福祉活動者を増やします。 住民が地域の課題に気づき、社会福祉協議会や専門機関とともに課題解決に向けて考え、活動できるような地域を増やします。</p>	
事業計画 (平成28年度)	<p>【数値的な目標】 CSWの配置(1人) 常設の地域福祉拠点(地域福祉プラットフォーム)を設置(2ヶ所) 小地域福祉活動連絡会実施 地域福祉活動セミナー実施</p> <p>【質的な目標】 地域で解決できない課題についてCSWを中心に地域住民、民生委員、専門機関が協働する仕組みを作ります。 重複した課題のある世帯や住民とのかかわりのない個人の課題について、CSWが個々の課題を整理し、専門機関と連携し課題解決を図ります。 交流機能と相談機能を有した常設の地域福祉拠点を2ヶ所設置し、住民が地域の課題に気付き、解決に向けて活動できる課題解決力の向上を図ります。</p> <p>【参考】 27年度実績 小地域福祉活動連絡会:3回実施 拠点型ふれあいサロン連絡会:1回実施 地域福祉活動セミナー:2回実施 ふれあいサロン作品展開催等</p>	
事業実績 (平成28年11月末時点)	<p>【数値的な成果】 コミュニティソーシャルワーカーの相談件数:244件 常設プラットフォーム 北部地区:キラキラ茶家(毎週火・木開催) 利用者実績:770名 南部地区:太平一丁目ガランドール(11月~)</p> <p>【質的な成果】 常設のプラットフォームについては開始から半年たち、地域の中で気軽に交流できる場として認知され始めています。小学生が宿題をやっているのを近所の高齢者が見ているといったさりげない交流が行われています。地域の気になる人の情報が入りつつあり、高齢者見守り相談室や子育て支援センター、民生・児童委員と協力しながら相談に応じています。他機関と連携した事業(夏休み工作教室、街かど食堂)も実施しています。 小地域福祉委員会やふれあいサロンがない地域の住民からの相談にも近隣の民生・児童委員が応じてくれています。</p>	
利用者の声	<ul style="list-style-type: none"> ・気軽に相談にのってもらえる場所ができた。 ・宿題を職員に教えてもらってやるのが楽しい。 	

墨田区の福祉保健分野における計画の体系図



●第3次墨田区地域福祉計画

計画の期間：平成23年度からの10年間、平成32年度までを計画期間としている。

- 位置づけ：(1) 墨田区基本構想、基本計画との整合性を保ちつつ地域福祉を推進するための基本指針
(2) 福祉分野における部門別計画の基礎となる福祉計画
(3) 社会福祉法第107条の規定に基づく「市町村地域福祉計画」

●第4期墨田区障害者行動計画（後期）

計画の期間：平成23年度から平成32年度までの10年間（平成23年度から平成26年度までを前期とし、現在は平成27年度から平成32年度の後期計画を実施している。）

位置づけ：本計画は障害者基本法に基づく本区における障害者施策に関する基本的な計画であり、地域福祉計画及び障害福祉計画の内容を踏まえ、障害者施策について取り組むべき施策を総合的、体系的かつ具体的に定めている。

●墨田区障害福祉計画【第4期】

計画の期間：第4期：平成27年度から平成29年度までの3年間

位置づけ：本計画は、障害者総合支援法に基づき、障害者の地域生活を支援するためのサービス基盤整備等に係る計画最終年度末の数値目標を設定するとともに、各サービスを提供するための体制の確保を図る計画であり、地域福祉計画及び障害者行動計画の内容を踏まえ、法に基づく各サービス等の数値目標を具体的に定めている。

●墨田区高齢者福祉総合計画・介護保険事業計画

計画の期間：第6期：平成27年度から平成29年度までの3年間

位置づけ：「高齢者福祉総合計画」は、墨田区における高齢者福祉施策に関する基本計画であり、老人福祉法第20条の8の規定に基づく「市町村老人福祉計画」として策定する計画である。また、「第6期介護保険事業計画」は、介護保険法第117条の規定に基づく「市町村介護保険事業計画」として策定する計画である。

●墨田区次世代育成支援行動計画 墨田区子ども・子育て支援事業計画

計画の期間：平成 27 年度から平成 31 年度までの 5 年間

位置づけ：本計画は、「次世代育成支援対策推進法」の第 8 条による区市町村行動計画として、次世代育成支援対策を内包するものとして策定するとともに、墨田区基本計画の子ども・子育てに関連する分野の部門別計画として位置付けている。
また、「子ども・子育て支援法」の第 2 条の基本理念を踏まえ、同法第 61 条による子ども・子育て支援事業計画として、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供区域や、量の見込みと確保策を定めている。

●すみだ健康づくり総合計画

計画の期間：平成 28 年度（2016 年度）から平成 37 年度（2025 年度）までの 10 年間

位置づけ：「すみだ健康づくり総合計画」は、区の上位計画にあたる「墨田区基本構想」、「墨田区基本計画」の健康に関する施策及び基本的な考え方を踏まえたものであり、区の関連個別計画との調和を図っている。平成 32 年度（2020 年度）を目途に中間評価を行い、社会情勢の変化等も考慮しながら、必要に応じて適宜見直しを行う。

すみだいきいきプラン

第3次墨田区地域福祉活動計画（後期）
(平成29年度～平成33年度)

中間まとめ(案)概要版

平成28年12月

社会福祉法人 墨田区社会福祉協議会

第1章 計画の概要

1 計画策定の背景

(1) 地域の変化に対応するために

経済構造や社会情勢の変化などにより、地域や家族で支えあい、助けあう意識が希薄になってきている一方で、高齢者の孤独死等の問題もあり、改めて日頃から地域でつながることの必要性が求められています。

(2) 地域福祉をさらに推進していくために

●地域福祉とは

地域福祉とは、住民や関係機関等が互いに連携・協働して支えあい・助けあいながら、だれもが安心して幸せに暮らし続けることができる福祉活動を意味します。

●計画改定の基本方針

平成 24 年度から平成 33 年度までの 10 か年の計画である第 3 次地域福祉活動計画は、中間年で改定を行い、平成 29 年度から平成 33 年度までが後期計画となります。

計画改定の基本方針

①継続性

本計画は、10 か年計画である第 3 次墨田区地域福祉活動計画の中間年での改定であるため、基本理念や基本目標など、計画の根幹は当初計画を踏襲します。

②地域を取り巻く環境の変化や新たなニーズへの対応

この間の地域を取り巻く環境の変化や住民の新たなニーズを踏まえ、既存事業の見直しや新規事業を実施することで対応し、課題解決を目指します。

③計画事業の集約化

前期計画では計画事業として 64 事業を掲載していましたが、後期計画では、複数部署が共同で実施する事業などを集約するとともに、重点事業を明確にすることで、効果的な事業展開を目指します。

④事業の達成目標の明確化

事業の達成目標を可能な限り数値化し、進捗状況を評価できるようにします。

2 地域福祉活動計画の性格及び位置づけ等

（1）地域福祉活動計画の性格と意義

「墨田区地域福祉活動計画」は、住民・関係者・関係機関等が協働して、安心して暮らせる地域づくりを推進する活動を行っていくための行動計画です。

（2）地域福祉活動計画の位置づけ－他計画との関係から－

本計画は、「墨田区地域福祉計画」をはじめとする区の関連計画との整合を図りつつ、地域福祉を推進することをめざす計画として位置づけます。

3 住民・関係機関等の参加による計画の策定

（1）住民・関係機関等の参加による策定

本計画は、地域福祉を推進している団体の代表や区民等から構成される「墨田区地域福祉活動計画策定委員会」における協議・検討を通じて策定を行いました。

（2）住民・関係機関等の意見の反映

本計画は、住民や関係機関等の意見の反映を図るために、関係機関等へのヒアリング調査、パブリックコメントを実施し、策定プロセスに関する情報公開を行いました。

4 計画の期間

第3次墨田区地域福祉活動計画は、平成24年度から平成33年度までの10か年を計画期間としています。10年間の計画を前期（平成24～28年度）と後期（平成29～33年度）に分け、前期5年間が終了した中間年（平成28年度）で改定を行いました。



第2章 地域の課題と計画の基本的 考え方

1 地域の現状

(1) 地域における“つながり”がつくりにくくなっています

墨田区の人口は増加傾向が続いていることから、マンション等の建設により新しい住民も増えていることもあります。地域における人と人のつながりがつくりにくくなっている状況があります。

(2) 家族で支える力が弱くなっています

世帯の核家族化・単身化が進んでいることから、家族で支える力が弱くなっています。

(3) 見守りや支援が必要な人が増えています

①見守り・支援・介護を必要とする人

高齢者人口の増加、これに伴う要支援・要介護認定者数の増加により、介護や見守りを必要とする人が増加します。

②障害がある人

障害がある人が増加し、また、障害者の方々も高齢化の傾向にあることを踏まえると、今後はさらに、地域での理解を広げるとともに、地域における支える力が求められます。

③子育て家庭

子どものいる世帯の家族類型は、共働き世帯が半数以上を占めており、地域で子育て家庭を見守り、支援していくことが求められています。

(4) 地域の活動への参加促進が求められます

墨田区の町会・自治会への加入率は、長期的には減少傾向にあるほか、ボランティア活動や地域活動に参加している人の割合も低いことから、今後は、地域の活動への参加を促進し、担い手の確保・拡充のための取り組みが求められます。

(5) 災害への関心が高まっています

各家庭において災害時に備えて災害用品等を揃えるなどの準備をしている人は過半数を超える状況にあります。また、住民意識調査の結果を見ても、東日本大震災以降、災害に対する関心は高まっています。

(6) 福祉の芽を育てる力・ネットワークづくりを推進する力が求められています

小地域福祉活動が増えつつある中で、さらなる活動者を増やし、地域福祉の課題を解決していくためには、福祉の芽を育て、ネットワークづくりを推進する力が求められています。

2 計画の基本理念

基本理念

みんなでつくる ひとがつながる やさしいまち

地域において、支援を必要とする人たちを地域で支えるためには、人と人とのつながりは欠かすことができません。

社協には、住民や関係機関等をサポートしつつ、つながるきっかけをつくったり、一緒に課題の解決に取り組んでいく役割が期待されています。

本計画では、現計画の基本理念である「みんなでつくる ひとがつながる やさしいまち」を踏襲し、すべての住民が、住み慣れた地域で自立し、安心して生活できる地域社会の実現に向けて、社協は住民や地域の活動団体など、それぞれが持っている力を合わせ、地域の福祉力を高めていく取り組みを進めます。

3 計画の基本目標

基本理念を実現するために6つの基本目標と社会福祉協議会の発展・強化計画を定め、取り組みを推進します。

基本目標1 小地域福祉活動による支えあいのまちをつくる

小地域福祉活動など地域における住民の主体的な福祉活動の拡大・充実を推進するとともに、活動を担う人材の育成、社協として支援体制の充実に取り組みます。

基本目標2 ボランティアの心が育むまちをつくる

より多くの住民がボランティア活動に関心を持ち、参加できるよう支援の充実・強化を図ります。

基本目標3 地域福祉のネットワークをつくる

社協が地域福祉推進のためのネットワーク構築の核となるなど、ネットワークづくりに向けた取り組みを展開していきます。

基本目標4 学び・知らせあう地域福祉を進める

住民同士が学び・知らせあう機会や場づくりを進め、住民一人ひとりが地域福祉の担い手として、主体的に行動する力を育成していきます。

基本目標5 安心して暮らすための支援を進める

住民が安心してサービスを利用できるための支援、権利を守る支援の充実を図り、判断能力が不十分な方、家族等の支援が期待できない方でも、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう事業に取り組みます。

基本目標6 災害に備えて人と地域の輪をつくる

災害に対する住民の不安を軽減し、住民自らできる取り組みを進めるため、社協の活動や事業の特性を活かした災害時対応の取り組みを展開します。

社会福祉協議会 発展・強化計画 地域に根ざした社協の基盤をつくる

社協が住民や関係機関等と協働して、地域福祉を推進する地域の核となる役割を担えるよう、社協の基盤強化に取り組みます。

5 第3次計画（後期）において社協に求められる取り組みの視点

（1）社会福祉協議会とは

墨田区社会福祉協議会は、民間非営利の社会福祉団体で、住民、ボランティア、福祉NPO、民生委員・児童委員、行政機関及び団体などの参加・協力を得ながら、地域福祉を推進する活動に取り組む役割を担っています。

（2）墨田区地域福祉計画との関係性

墨田区地域福祉計画と連携・協働・補完しあいながら、地域福祉の向上を目指しています。

（3）第3次計画（後期）において求められる社協の取り組みの視点

本計画における事業を展開するにあたり、行動規範と経営方針を次のように定め、墨田区の地域福祉をより一層推進していきます。

行動規範（墨田区社協としての基本理念）

誰もが安心して
暮らし続けることができる地域社会を
住民とともに実現する

経営方針 4 原則

1. 住民ニーズ第一の原則

住民の声を聞き、地域の福祉ニーズに立脚した支援に取り組みます。

2. 住民活動主体の原則

住民参加・協働による事業を基本とします。

3. 民間性の原則

民間組織としての特性を生かし
即応的に、柔軟に、先駆的に、果敢に挑戦し続けます。

4. 協働の原則

あらゆる関係者・機関と協働し、総合的な支援を行います。



第3章 取り組みの概要

1 基本目標1 小地域福祉活動による支えあいのまちをつくる

成果

小地域福祉活動やふれあいサロンは、順調に実施地区を増やすことができ、地域における住民の主体的な福祉活動が拡大しました。

地域のつながりを再構築し、身近な地域におけるニーズの発見・支援の展開に成果をあげつつあるほか、活動を担う人材が育成されつつあります。

後期計画に向けた課題

小地域福祉活動やふれあいサロンは、民生委員・児童委員や町会・自治会の協力が必要不可欠ですが、活動者が高齢化した町会・自治会への支援や活動者の世代交代、また困難な個別ケースを解決するための仕組みづくりが課題となっています。

今後の重点・方向性

事業に対する理解を深めてもらうとともに、新たな地域活動者の発掘や若い世代の参加の促進といった地域を支える人材の育成を進める必要があります。孤立している住民や複合的な課題を抱えている住民の課題に対しては、コミュニティ・ソーシャル・ワーカー（CSW）の配置や、民生委員・児童委員協議会地区ごとの地域福祉プラットフォームの設置、課題別の支援体制の構築等、地域福祉を支える社協の体制の充実が求められています。

具体的事業

- ・地域福祉プラットフォーム事業の推進
- ・町会・自治会への活動支援および新たなコミュニティ活動の開発支援
- ・小地域福祉活動の拡大

2 基本目標2 ボランティアの心が育むまちをつくる

成果

これまでボランティア活動の環境整備や参加へのきっかけづくり、人材発掘などを行い、住民の活動参加を支援してきました。

課題

ボランティア団体の増加に伴い、金銭的な支援のあり方を検討するとともに、各グループが自主財源の確保に取り組んでいくる環境づくりが課題となります。

また、ボランティア活動者の高齢化が進み次世代の育成が課題となっています。
そのほか、地域活動者の発掘・育成、活動者への支援が課題となります。

今後の重点・方向性

ボランティアに対する相談体制を強化し、育成したボランティアのコーディネートなどボランティア活動を充実させる体制の整備が求められます。また、活動者に対する研修の実施や長期的に活動できるよう支援策を検討します。

具体的事業

- ・ボランティア活動の支援の充実
- ・ボランティア活動における個別ニーズへの対応
- ・企業向け社会貢献プログラム作成・協働事業の推進
- ・住民参加型在宅福祉サービスの充実

3 基本目標3 地域福祉のネットワークをつくる

成果

社協は地域福祉を推進する中心的役割を担うことが期待されていることから、地域福祉推進のためのネットワーク構築に向けた取り組みを展開してきました。

後期計画に向けた課題

高齢化がますます進む中でこれまで以上に、専門機関と地域、社協で連携する必要があります。また障害者や子どもの課題に対し、専門機関と地域が連携する仕組みがなく、地域に必要な情報が入ってこないという課題が出ています。

今後の重点・方向性

ネットワークを構築するにあたっては、活動者や団体、地域が連携できる機会や人材発掘などを社協として横断的に実施していきます。

子どもの支援については、専門機関や地域での見守りといったネットワークの構築を目指します。

地域での個別課題やプラットフォームでの新たな取り組みを通じ、NPO法人や新たな活動者と既存の地域活動グループやボランティアグループの連携を図り、地域福祉の充実に向けたネットワークを構築します。

具体的事業

- ・子どもへの支援の強化
- ・地域活動者等の人材発掘とネットワークの形成

- ・住民や関係機関と連携した課題解決の仕組みづくり

4 基本目標4 学び・知らせあう地域福祉を進める

成果

住民が身近な地域の課題に気づき、課題の解決に向けて取り組むことなどを通じて、住民同士が学び・知らせあう機会や場づくりを進め住民一人ひとりが地域福祉の担い手として、主体的に行動する力を育成してきました。

後期計画に向けた課題

現在のボランティア活動を支援するとともに、新たにボランティアに参画していただけるように活動する人を増やしていく取り組みも課題となります。

地域福祉情報の発信に努めてきましたが、必要な人に必要な情報が届いていないということも課題となります。

今後の重点・方向性

災害や東京オリンピック・パラリンピックなど住民の興味のある内容や地域福祉に関する関心を高めていくために、人材育成のほか、新たなニーズや社会情勢に対応した講座の開発・開催をはじめ、取り組みやすいメニューを作成することも求められます。

具体的事業

- ・福祉教育の推進

5 基本目標5 安心して暮らすための支援を進める

成果

安心して福祉サービスを利用するための支援や一人ひとりの権利を守る支援と、判断能力の低下した高齢者や障害者が墨田区で安心して暮らし続けることができる環境づくりを進めてきました。

生活福祉資金の貸付により、低所得者や高齢者、障害者、離職者世帯に対して自立のための支援を行ってきました。

後期計画に向けた課題

今後も認知症やひとり暮らしの高齢者が増加すると見込まれ、福祉サービスの利用支援や財産管理等に対するニーズはますます高くなると予想され、これらに

適切に対応することが課題となっています。

また、生活資金の貸付においても、低所得世帯をどのように支援していくかが課題となります。

今後の重点・方向性

市民後見人を支える法人後見監督事業とともに、直接社協が後見業務を行う法人後見事業について、具体的検討を開始し、福祉サービスの利用支援体制のより一層の充実を目指します。

生活福祉資金の貸付については、対象世帯の自立と生活の安定に努めます。

具体的事業

- ・法人後見事業の実施
- ・あんしん事業（仮称）の実施
- ・市民後見人の育成・支援
- ・地域福祉権利擁護事業の充実
- ・福祉資金貸付・生活相談の充実

6 基本目標6 災害に備えて人と地域の輪をつくる

成果

災害に対する住民の不安を軽減し、住民自らができる取り組みを進めるため、社協の活動や事業の特性を活かした災害時対応の取り組みを展開しています。

社協として、災害ボランティアセンター立ち上げ訓練や収集訓練を実施したほか、被災した常総市の災害ボランティアセンターへの職員派遣、城東ブロック災害ボランティアセンター合同訓練への参加等により、ノウハウの蓄積に努めました。

後期計画に向けた課題

災害ボランティア活動の体制整備を進めていますが、災害ボランティアセンターの運営に必要な物資の整備を加速し、災害発生時に迅速に災害ボランティアセンターの運営を行うノウハウの習得が課題となっています。

今後の重点・方向性

必要に応じて災害ボランティアセンター運営マニュアルを見直すとともに、災害ボランティアセンター運営物資の早急で計画的な整備を進め、災害時に即応できる体制とボランティア活動体制の整備を進めていきます。

具体的事業

- ・災害に備えた体制づくり
- ・被災者に対する資金の相談・貸付

【社会福祉協議会 発展・強化計画】 地域に根ざした社協の基盤をつくる

成果

社協は、会員を基盤とする組織であることから、住民や関係機関等との協働を進めようとしても、運営の透明性の確保、社協の基盤強化に取り組んできました。

また、職員が全町会・自治会を訪問し、社協のPRと地域課題の発掘を行い、地域のニーズや状況の把握に努めました。

後期計画に向けた課題

理事会や評議員会の活性化、職員の資質向上など、社協の基盤に関する検討が課題となっています。

今後の重点・方向性

社協の運営基盤を強化するために、寄附金・補助金といった自主財源収入と町会・自治会への地域福祉活動助成金などの自主財源支出のプライマリーバランスを健全な状態にする必要があります。また、社会福祉法の改正を踏まえて理事会・評議員会の活性化、社協が中心となった区内社会福祉法人との連携促進にも努めています。

具体的事業

- ・職員の地区担当制の導入
- ・社会福祉法人間の連携促進
- ・広報の充実
- ・地域福祉活動計画の推進と評価
- ・自主財源の増収対策の強化
- ・組織強化と透明性の確保
- ・金銭的支援の見直し
- ・理事会・評議員会等の活性化

第4章 計画の推進に向けて

1 推進体制の確立

基本理念を実現するために、住民・関係機関等、区、社協が連携・協働して、地域福祉推進に向けた取り組みをしていきます。

具体的には、計画を実行するために、これまでの評価・検討チームを評価・推進チームとして理事会のもとに設置し、計画の進捗状況の管理と評価を行い、計画を社協運営・経営に反映させることにより、社協における理事会、評価・推進チーム、事務局の一体的進行管理体制の確立と実施をめざします。

2 住民、関係機関等、区、社協に求められる役割

住民は、サービスの利用者としてだけではなく、主体的に福祉活動に参加するなどが期待されています。

関係機関等には、地域の課題を発見・共有し、解決に向けた活動を実践する、地域の福祉活動と連携・協働する、地域の福祉活動を支援するなどの役割が期待されています。

区は、住民の福祉活動では解決が難しい地域の課題について、公的サービスの充実などを通じて解決に取り組む役割が求められます。また、地域福祉の推進のための活動を支援することも重要な役割です。

社協は、地域福祉活動を活性化するために様々な支援を展開する役割とともに、住民・関係機関等、区との連携・協働を推進する役割を担います。また、住民の声や地域課題を把握し、住民の福祉活動では解決できない課題を区に伝えたり、区をはじめとした公的サービスでは対応できない課題に対して住民・関係機関等、区と連携・協働して、解決のための活動を実践する役割も担っています。

3 連携と協働による地域福祉の推進

住民、関係機関等、区、社協は、それぞれの役割を自覚し、解決に向けた取り組みを行うことが重要です。

地域の課題は複雑で多様化していることなどから、一人で、あるいは住民だけで、あるいは関係する機関だけで解決することが困難な場合があります。それそれが連携・協働という視点を忘れずに地域福祉の推進に取り組むことが求められます。

社会福祉法人制度の改革（主な内容）

資料4

- 公益性・非営利性を確保する観点から制度を見直し、国民に対する説明責任を果たし、地域社会に貢献する法人の在り方を徹底する。

1. 経営組織のガバナンスの強化

- 理事・理事長に対する牽制機能の発揮
- 財務会計に係るチェック体制の整備
- 一定規模以上の法人への会計監査人の導入 等

2. 事業運営の透明性の向上

- 財務諸表の公表等について法律上明記

○ 議決機関としての評議員会を必置。※理事等の選任・解任や役員報酬の決定など重要事項を決議

- (注)小規模法人について評議員定数に係る経過措置を設ける。

- 役員・理事会・評議員会の権限・責任に係る規定の整備
- 親族等特殊関係者の理事等への選任の制限に係る規定の整備
- 一定規模以上の法人への会計監査人の導入 等

○ 閲覧対象書類の拡大と閲覧請求者の国民一般への拡大

- 財務諸表、現況報告書(役員報酬総額、役員等関係者との取引内容を含む。)、
○ 役員報酬基準の公表に係る規定の整備 等

3. 財務規律の強化

- ① 違正かつ公正な支出管理の確保
- ② いわゆる内部留保の明確化
- ③ 社会福祉事業等への計画的な再投資

- ① 役員報酬基準の作成と公表、役員等関係者への特別の利益供与を禁止 等
- ② 純資産から事業継続に必要な財産(※)の額を控除し、福祉サービスに再投下可能な財産額(「社会福祉充実残額」)を明確化
※①事業に活用する土地、建物等 ②建物の建替、修繕に必要な資金 ③必要な運転資金 ④基本金、国庫補助等特別積立金
- ③ 再投下可能な財産額がある社会福祉法人に対し、社会福祉事業又は公益事業の新規実施・拡充に係る計画の作成を義務づけ(①社会福祉事業、②地域公益事業、③その他公益事業の順に検討) 等

4. 地域における公益的な取組を実施する責務

- 社会福祉法人の本旨に従い他の主体では困難な福祉ニーズへの対応を求める

- 社会福祉事業又は公益事業を行うに当たり、日常生活又は社会生活上支援を要する者に対する無料又は低額の料金で福祉サービスを提供することを責務として規定
※利用者負担の軽減、無料又は低額による高齢者の生活支援等

5. 行政の関与の在り方

- 所轄庁による指導監督の機能強化
- 国・都道府県・市の連携を推進

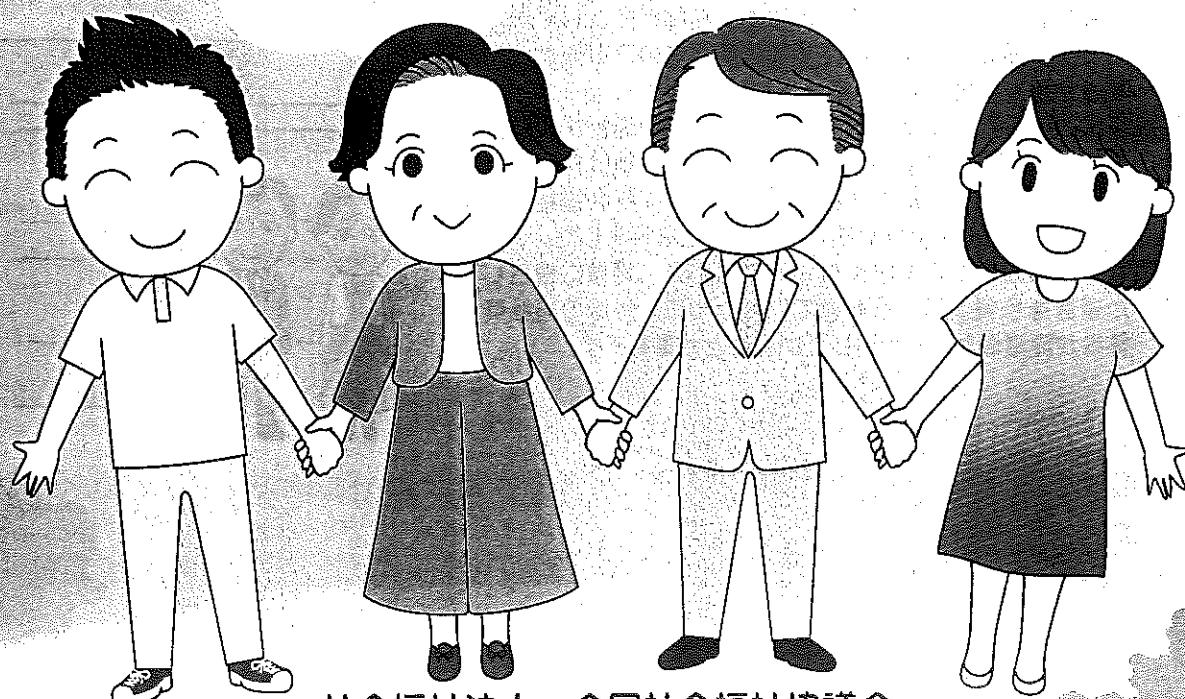
- 都道府県の役割として、市による指導監督の支援を位置づけ
- 経営改善や法令遵守について、柔軟に指導監督する仕組み(勧告等)に関する規定を整備
- 都道府県による財務諸表等の収集・分析・活用、国による全国的なデータベースの整備 等

社会福祉法人制度の概要と評議員の役割

～地域に根ざした社会福祉法人の運営にむけて～

地域の福祉ニーズが多様化・複雑化するなか、社会福祉法人は、福祉サービスの中核的な担い手として、これまで以上に地域社会に貢献していくことが期待されています。また、公益性・非営利性を持った組織として、運営の透明性を確保することや組織経営のガバナンスを強化していくことが求められています。

こうしたなか、社会福祉法人制度改革が行われ、平成29年4月1日より、すべての社会福祉法人が評議員会を設置することとなりました。本パンフレットでは、これから社会福祉法人の評議員になる方にむけて、社会福祉法人制度の概要や評議員の役割について解説します。



社会福祉法人 全国社会福祉協議会

社会福祉法人の概要と制度改革

① 社会福祉法人は、地域における福祉サービスの中核的な担い手です

- 社会福祉法人は、社会福祉の発展・充実を使命とし、地域住民が日々の生活のなかで必要とするさまざまな福祉サービスを提供し、支援することを目的に社会福祉法に基づいて設けられています。
- 提供するサービスには、たとえば高齢者の介護、障害児者への各種支援、保育、虐待を受けている人へのケアなどがあり、さまざまな分野・種類にわたっています。
- とくに、支援を必要とする人が入所して利用するサービス（福祉施設）（第一種社会福祉事業）については、利用者への影響が大きく、経営の安定を通じた利用者保護の必要性が高いため、国や地方公共団体とならんで社会福祉法人が運営主体として位置づけられています。
- 福祉施設や在宅福祉サービスを経営する法人のほか、社会福祉協議会や都道府県共同募金会も社会福祉法人格を有しています。

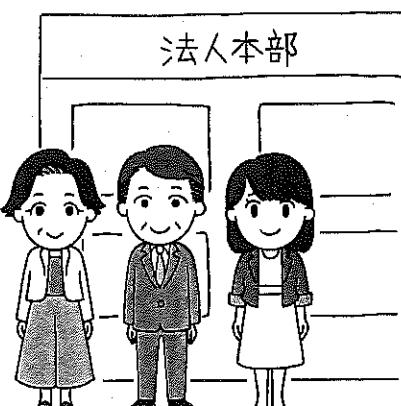


② 公益を目的とした公共性の高い組織です

- 社会福祉法人は、公益を目的とした公共性の高い民間の非営利法人で、サービス提供（事業）の結果生じた利益は、株式会社のように配当などで外部に分配はしません。地域のニーズにそった福祉サービス充実や拡大にのみ使われます。
- 適正な運営を確保し、継続的なサービス提供を行うため、設立にあたっては、土地や財産など安定した経営基盤の保持が原則となっています。事業の開始・廃止には行政の認可が必要です。
- さらに、主務官庁の監査権や命令権、情報開示など、法人の適正運営のため、行政が関与する仕組みが設けられています。

③ 平成29年4月以降、すべての社会福祉法人が評議員会を設置することになりました

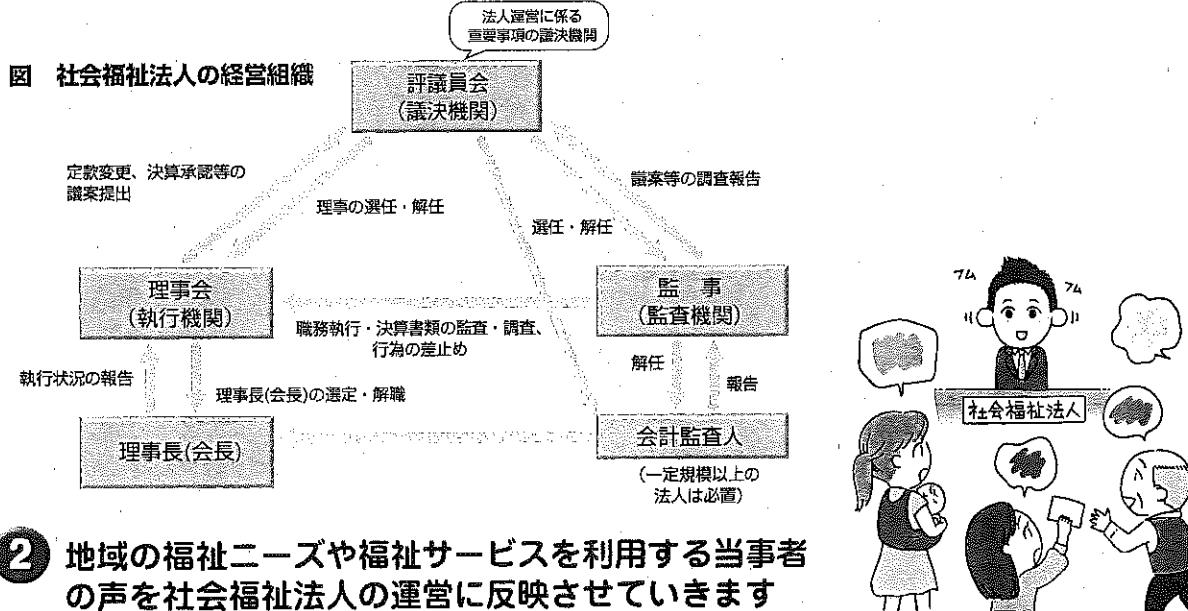
- 社会福祉法人の多くはこれまで、諮問機関として評議員会を設置し、地域の住民や福祉関係者の声を運営に反映させる取り組みを進めてきました。
- 平成28年3月の社会福祉法改正により社会福祉法人制度の見直しが行われました。これにより、従前は任意設置の諮問機関であった評議員会が、すべての社会福祉法人に議決機関として必ず設置されることとなりました。
- 社会福祉法人がさまざまなニーズに応え、地域に根ざした運営を今後より一層進めていくために、地域の福祉関係者が評議員として参加していくことが重要です。



評議員に期待される役割

① 評議員会は、社会福祉法人が適切に運営されるようチェック役を果たします

- 社会福祉法人には、評議員全員で構成する評議員会が置かれます。
- 評議員会は、法人運営の基本ルール・体制を決定するとともに役員等の選任・解任等を通じ、事後的に法人運営を監督する役割を果たします。
- また、評議員会は役員等へのけん制機能を持つ機関であり、評議員の選任・解任は理事会で行うことには法律上できません。



② 地域の福祉ニーズや福祉サービスを利用する当事者の声を社会福祉法人の運営に反映させていきます

- 評議員は、理事の定数を超える数を置くことが必要で、法律上「社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者」のうちから選任することとしています。
- たとえば住民組織の代表者や民生委員・児童委員、福祉協力員、地区社協役員、NPOやボランティアの活動者等は、活動を通して地域の福祉ニーズを把握する立場にあり、その経験を生かして社会福祉法人の評議員として参画することで、法人に地域のニーズを伝えていくことができます。
- また、老人クラブやひとり親家庭の会、障害児・者（家族）の会など、当事者組織のリーダー等が評議員になることで福祉サービスを利用する当事者の声を社会福祉法人の運営に生かしていくことも重要でしょう。
- 企業で経営や会計・財務、人事労務等に関わってきた経験を生かして社会福祉法人を応援していただくことも有意義なことです。
- なお、評議員になるのに、社会福祉や組織経営に関する資格等は特に必要ありません。

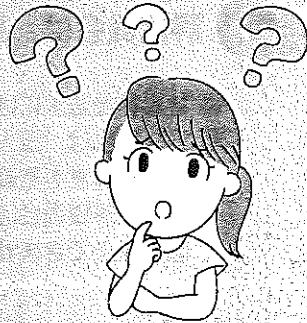
③ 定時評議員会のほか、必要時に開催される評議員会に出席します

- 評議員になった場合、毎年度1回（4～6月）開催される定時評議員会に出席し、前年度の事業の報告を受けるほか、決算の承認、役員等の選任・解任、役員報酬の決定、定款の変更といった重要な事項について審議し、決議します。また、このほか必要時に開催される評議員会にも出席します。
- 評議員は、その役割を果たすにあたって「善良なる管理者の注意をもって取り組むこと」（善管注意義務）が求められており、評議員会で十分な討議を行い、適切に議決権を行使していくことが重要です。
- 評議員会は評議員本人が出席することが必要で、代理人を通じて議決権を行使したり、書面で投票したりすることはできません。

よくある質問

Q1 評議員の任期はどうなりますか？

A1 評議員の任期は通常4年（選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで）です。本人の意思により評議員を任期途中に辞めることも可能です。



Q2 評議員会は年に何回開かれますか？

A2 毎年度1回の定時評議員会のほか、何回開催されるかは個々の社会福祉法人によって異なりますが、通常は毎年度2～3回程度です。

Q3 評議員会はどのような権限をもっていますか？

A3 評議員会は、社会福祉法人の運営に係る重要事項の議決機関として、社会福祉法に規定する事項及び各法人の定款で定めた事項に限り、決議することができます。

社会福祉法には、評議員会の決議が必要なものとして以下のような事項が規定されています。

- | | |
|---------------------|-------------------|
| ・理事・監事・会計監査人の選任及び解任 | ・理事等の責任の免除（一部・全部） |
| ・理事・監事の報酬等の決議 | ・役員報酬等基準の承認 |
| ・計算書類の承認 | ・定款の変更 |
| ・解散の決議 | ・合併の承認 |
| ・社会福祉充実計画の承認 | |

Q4 他に仕事を持しながら評議員になることは可能ですか？

A4 他に仕事をしながら評議員として活動することは可能です。報酬はそれぞれの法人の定款に定められます。無報酬であったり評議員会等の会議出席に応じて定額の謝礼が支払われる場合が多いと思われます。

Q5 ボランティアの経験があり、福祉のことは少しはわかりますが、経営についてはまったく知識や経験がないのですが大丈夫ですか？

A5 評議員は、「社会福祉法人の適正な運営に関して識見を有する者」からふさわしい人を法人が選ぶこととしています。地域の福祉ニーズに通じている人、法律や経営に明るい人など、それぞれ得意分野を生かし、評議員会全体として機能を果たしていくことが期待されます。

みれあいネットワーク

 社会福祉法人 全国社会福祉協議会

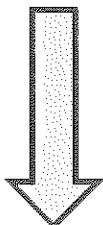
〒100-8980 東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビル
TEL: 03-3581-4655 FAX: 03-3581-7858 (地域福祉部)

墨田区におけるプラットフォーム

【定義】

プラットフォームは特定の生活課題に関する人や多様なグループが集まる共通の場であり、新たなネットワークを形成し、問題発見や課題解決などを図ろうとする試みです。

ここでいう「場」は、必ずしも物理的な場を意味するものではありません。インターネット上における場でもかまいません。要は、課題解決に関連した魅力的なメンバーの参加を得ることが大切であり、それによりプラットフォームは魅力的なものになるということです。



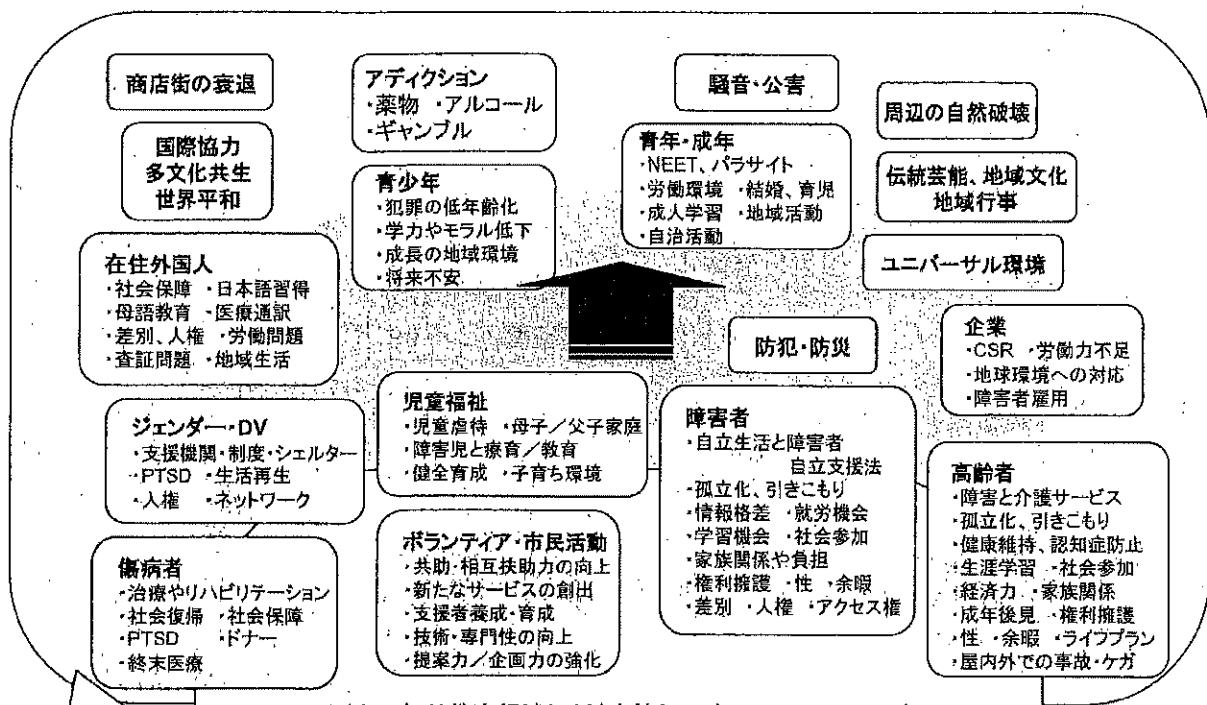
現状でも様々な類型のプラットフォームはありますが、
類型別に分けた場合は下記の3種類となります。

【プラットフォームの具体例・類型】

類型	問題発見プラットフォーム	連携支援プラットフォーム	問題解決プラットフォーム
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・住民の主体的な関わりのなかで、地域の潜在化した生活問題を把握することができる。 ・顔見知りになることや集まるなど交流を目的とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・住民による支援活動の相互連携や連絡調整が行われる。 ・集まりが日常化し、運営が組織的に住民主導で行われる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・行政組織、福祉施設などの専門職が関わり、組織同士が既成の活動を越えて問題解決を行うもの。
インフォーマルなプラットフォーム			フォーマルなプラットフォーム
具体例	<ul style="list-style-type: none"> ・お祭り ・ふれあいサロン 	<ul style="list-style-type: none"> ・小地域福祉活動 ・ボランティア・NPO等の連絡会 	<ul style="list-style-type: none"> ・見守りネットワーク会議 ・要保護児童対策地域協議会

※詳細については、「第三次墨田区地域福祉計画（後期）」32ページに記載があります。

地域内に存在する生活課題例

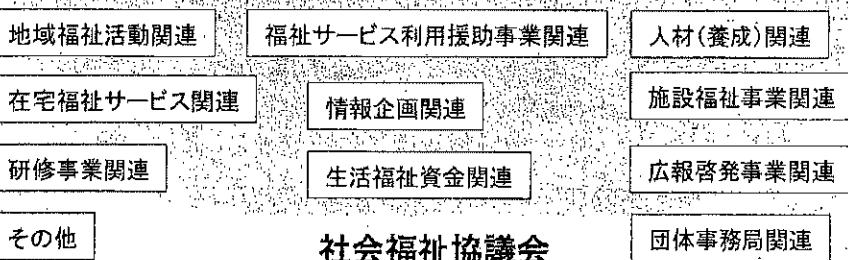


現在の福祉教育領域と地域事情とのバランスやマッチング

- ・福祉教育推進協議会／連絡会議・集いの開催
- ・ビデオや資料の貸し出し
- ・教職員・福祉職員の研修
- ・助成金などの案内・提供
- ・夏休みボランティア体験など
- ・ボランティア保険に関すること
- ・機材の貸し出し
- ・講師派遣に関する相談・調整
- ・モデル事業／指定事業
- ・広報誌での情報提供
- ・ボランティア講座／福祉講座の開催

ボランティアセンターの
事業として推進している
ボランティアが多い

社会福祉協議会の進める福祉教育

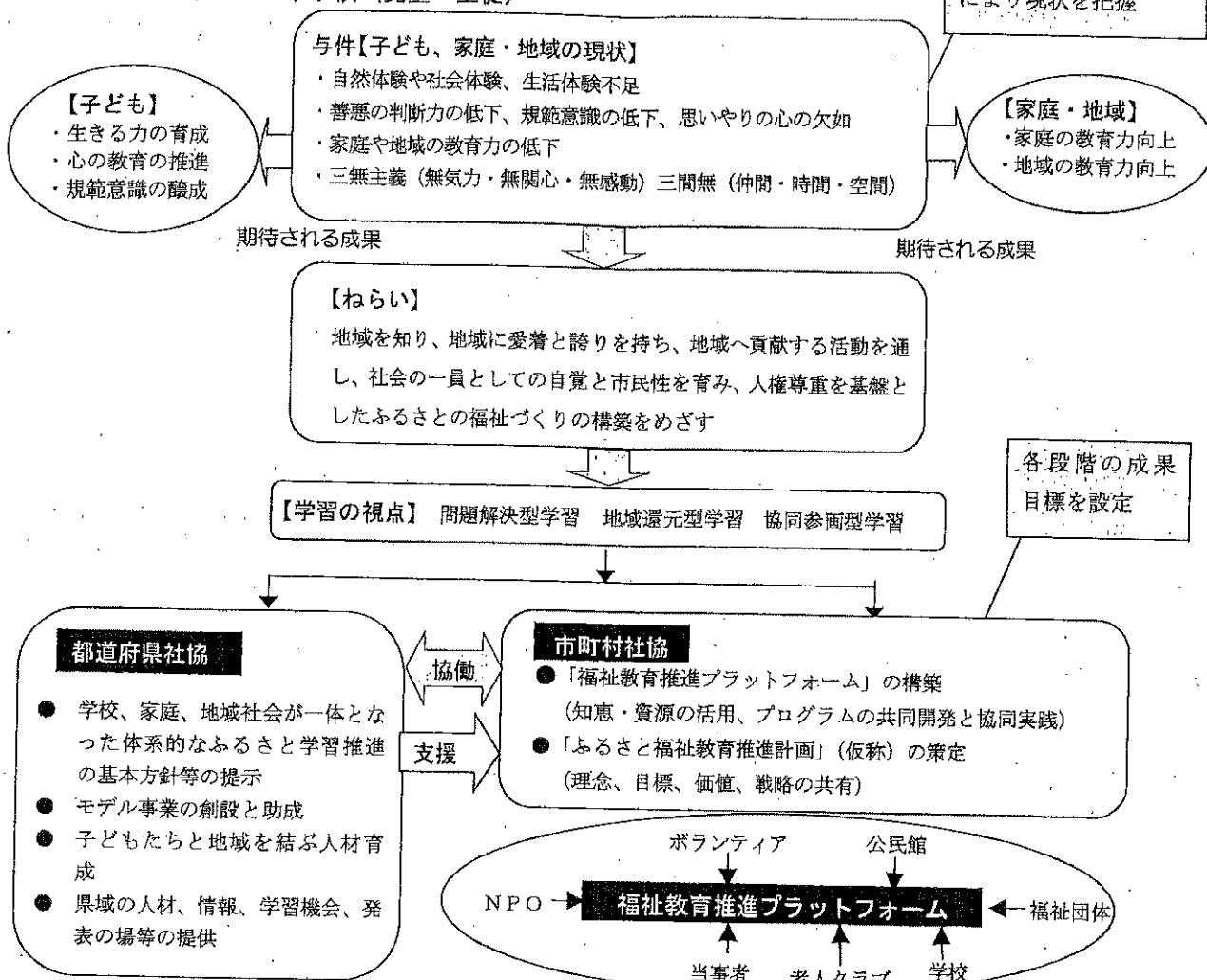


現在の福祉教育推進事業以外の
事業で取り組まれているものが
あるかチェック

プラットフォームによる福祉教育推進イメージ例

「ふるさと学習推進事業」による福祉教育

■学習主体：小・中学校（児童・生徒）



ふるさと学習は、10代の青少年が自身の生活する地域について、その歴史や文化などの側面とともに地域の暮らしの現状について、地域の人びとから直接その状況や課題などについて学び、ともに解決方法を考えていくものです。多感な時期に地域の暮らしの現実を調査し、また課題解決に大人や当事者などとともに参画することは、将来の市民としての青少年の生き方や考え方方に少なからず影響を及ぼすことが期待されます。また、子どもを通して、親にとってもまた地域課題に気づいたり関心をもつ機会となり、地域福祉推進に多大な貢献をすることになります。

